

会

議

午前10時 0分開会

○議長（小泉孝敬君） おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。よって、令和元年6月下田市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会期の決定

○議長（小泉孝敬君） 日程により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月26日までの8日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） ご異議はないものと認めます。

よって、会期は8日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご承知願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、3番 鈴木 孝君と4番 渡邊照志君の両名を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

最初に、議長会関係について申し上げます。

5月31日、静岡県地方議会議長連絡協議会の平成31年度定期総会及び政策研修会が静岡市で開催され、私と副議長が出席いたしました。この総会では、平成30年度の事業実績及び決算並びに令和元年度事業計画及び予算について審議し承認がなされました。

続いて開催された政策研修会では、佐々木常夫講師による「これからの時代のマネジメントとリーダーシップ」と題する講演がありました。

6月10日、第94回全国温泉所在都市議会議長協議会役員会及び第48回本協議会定期総会が東京の砂防会館にて開催され、私が出席しました。この役員会及び定期総会では、平成30年度の会務報告及び決算についての承認がされた後、令和元年度の運動方針について及び予算について審議され、原案のとおり可決されました。

6月11日、第95回全国市議会議長会定期総会が東京国際フォーラムで開催され、私が出席いたしました。この総会では、平成30年度の会務報告を初め、会長選出議案として多様な人材の市議会への参画促進に関する決議ほか3件と各部会提案議題として東日本大震災からの早期復旧復興についてほか26件の議案を審議の上、議決し、政府関係機関、国会議員に働きかけていくことに決定いたしました。

また、この総会では、当議長会表彰規定に基づく表彰が行われ、大川敏雄議員が議員の勤続40年以上の特別表彰、増田清前議員が議員勤続20年以上の特別表彰、竹内清二前議長が正副議長4年以上の一般表彰を受けられました。大川敏雄議員におかれましては、後ほど表彰の伝達をいたします。

次に、総会関係について申し上げます。

5月28日、伊豆縦貫自動車道天城峠道路及びアクセス道路網建設促進期成同盟会の平成31年度総会が河津町で開催され、関係議員が出席いたしました。この総会では、規約の一部改正、令和元年度事業計画、予算及び役員の選出等について審議され、原案のとおり承認されました。出席されました議員の皆様、大変ご苦労さまでした。

次に、要望活動について申し上げます。

6月6日、伊豆縦貫自動車道建設促進期成同盟会等の役員とともに、私が中部地方整備局に対し伊豆縦貫自動車道の早期全線開通と既存道路の一体となった効率的なネットワークが短期間で構築されるよう要望活動を実施いたしました。6月13日にも国土交通省、財務省、国会議員に対し同様の要望活動を実施いたしました。

次に、他市からの行政視察について申し上げます。

5月22日、福井県坂井市の議員3名が下田まち遺産についてを視察されました。

次に、昨日までに受理いたしました陳情書は3件でございます。

全国青年司法書士協議会会長、半田久之氏から提出のありました、辺野古新基地建設の即時中止と普天間基地の沖縄県外、国外移転について国民的議論により民主主義及び憲法に基

づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める意見書、一般社団法人日本沖縄政策研究フォーラム理事長、仲村 覚氏から提出のありました、日本政府に対して国連の沖縄県民は先住民族勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書及び宜野湾市民の安全な生活を守る会会長、平安座唯雄氏から提出のありました、米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情でございます。写しを議席配付してありますので、ご覧ください。

それでは、ここで第95回全国市議会議長会定期総会で表彰を受けられました大川敏雄議員に表彰の伝達をいたします。

なお、下田市議会慶弔見舞金等に関する内規によりお祝い金を贈呈いたしますので、ご了承願います。

表彰を受けられました大川敏雄議員は中央にお進みください。

〔表彰状伝達 拍手〕

○議長（小泉孝敬君） 大川議員、おめでとうございます。ここで表彰を受けられました大川敏雄議員よりご挨拶がございます。

○12番（大川敏雄君） 皆さん、おはようございます。

この場をかりましてお礼の言葉と、それから若干、40年議員をさせていただきましたので、まちづくりに対しての思いを述べさせていただきたいと思います。

浅学非才な私自身が10期40年、議員生活ができ、ちょうど34歳から、今78歳でございますけれども、ちょうど平成19年から4カ年間は区長等をやらせていただきました。こういう長きにわたって本当に議員活動ができましたのは、まず第一には、地元の住民の皆さん方を初め、多くの市民の皆さん方の温かいご支援があったからだと思います。

2つ目には、この私自身、市制施行以来、最初の市長は石井 基さんでした。今の福井市長は6代目になるわけですが、そっくり最初の、やはり石井さんから6人、当局の市長の皆さん方と意見を交換したものであります。当時の、その間、幹部の皆さん、あるいは多くの市職員の皆さん、本当にいろいろご理解をいただいたことを感謝申し上げます。あわせまして、議員のほうでございますが、多分、概算約100人ぐらいの先輩の議員、同僚議員といろいろと意見交換、親しくさせていただきました。こういうことがありまして何とかできたんだと、2つ目にはそう思います。

3点目には、何と言っても40年間、本会議や委員会、病気で休んだことはございません。そういう意味では、今の亡き母親に健康な子供を産んで、私を産んでくれていたこと、あわせまして、長きにわたって私を支えていただいた家族に対して心から感謝を申し上げる次第

であります。

そこで、まちづくりについての思いでございますが、私は毎朝ラジオ体操をやって早いんですが、今日、昨日も9時頃寝たんです。朝テレビをつけたら地震の情報です。山形県の沖にマグニチュード6.7ですか、震度、一番大きいのは新潟県の村上市だったと思いますが、6強の地震をこうむりました。被害状況をテレビでずっと見ていたんですが、けがをされた方、あるいは家屋を破壊された方は、深くお見舞いを申し上げる次第でございますが、幸いにして、いわゆる死亡者、あるいは津波等による被害がなかったことについてはほっとしているわけでございます。

今日のテレビを見ながら、じゃ、しからば下田市は一体どうだったろうと、こう振り返ってみますと、特に昭和40年から50年、49年には伊豆沖地震がございました。そして、私が議員になった当初の昭和50年の10月には集中豪雨、そして翌年の51年7月には、また、これまた大きな集中豪雨、そして昭和53年の1月には大島近海地震がございました。さらには、いわゆる伊東の群発地震が発生したわけであります。そういう中にあって、ちょうど昭和50年代の中盤でございますけれども、東海地震のこのあれが公表されたわけであります。

そういうことを踏まえて見ますと、この我々の住んでいる下田市が変わった姿になったのは、私の記憶では、昭和51年7月のあの集中豪雨、そして50年中盤のこの東海沖地震の公表と、こういうことだろうと思います。

この結果、どういうことが出たかと申し上げますと、まず、第一に、この昭和51年の7月の集中豪雨によって2級河川の稲生沢川、蓮台寺川、本当に大氾濫を起こしました。同時に、それにつながるところの準用河川、あるいは市の管理する普通河川、水路、側溝、本当に多大な被害を受けたわけであります。この特に稲生沢川、蓮台寺川におきましては、激甚災害の指定を受けまして、そして、当時のまちづくりの方針は、災害に強いまちづくりをしよう、ということが市長以下、議会もそうでございますが、一致団結してやろうというそういう方向性で参ったわけでございます。そういう点では、この稲生沢川の2級河川初め、相当このときの被害を踏まえて改修、改善がされたのであります。

2つ目は、稲生沢川のこの改修に伴って、実はこのしゅんせつの土砂、これを今の敷根に搬入したわけです。自衛隊の皆さん方が本当に献身的に協力していただきまして、今の6万坪のこの土地ができたわけであります。また、次には、この東海沖地震に対応する一つのものとしてこの、いわゆる下田港の外防波堤工事が昭和60年に着工を見ました。これが2つ目です。

そして、3つ目には、いわゆる東海沖地震のこの発表に伴って、何としても小学校、中学校、あるいは幼稚園、保育園の校舎あるいは体育館、これらの耐震化をしようということで、当時の予算でも、いわゆる教育予算は毎年10億を超える予算を組んで、実は対応されたわけであります。そういう意味では、先ほど申し上げましたように、昭和51年7月の集中豪雨、あるいは東海沖地震の公表が、この下田市の姿を大きく変えたんだと、こう思うのであります。

加えて、じゃ、しからば今日どうなんだと、こういうことを考えてみますと、ちょうど同じような状況にあると思います。皆さん、まず第一には、平成23年3月11日のあの東日本大震災に起因いたしまして、ともかくこの下田市の庁舎を水害のこの避難地域外に設置をしようじゃないかと、こういうようなことで6年有余、さまよいはしましたけれども、現市長のもとで、この稲生沢中学校の北側に位置を決定し、既にもう予算も対応して着々進んでいるわけであります。西紀でいえば2021年には完成を目途に着実に工事を進行することが大事だと同時に、今度はこの今の下田市のこの土地、これをどう利用するかと、こういう点が、土地と含めまして、今、下田市は、下田の駅の周辺もあわせて整備をしようと、こういう狙いの中で対応されておりますが、1点はそういう大きな課題がございます。

2つ目には、人口減少が進んでいる中で、やむを得ずこの中学校を下田中学校に統一しようと、統合しようと、こういうことで現在、設計が進んでいるわけであります。これも西紀でいえば2022年の4月開校を目標に今、設計をし、着実にそれを計画に基づいて執行しようと、あわせまして、これにとまるところの3校の、この休校するところの、あく中学校の施設をどう利用するかと、こういうこともまちづくりで非常に大事な課題であります。

3点目には、過日の全員協議会にも話が出ましたけれども、今、伊豆縦貫自動車道の建設が着々進んでおります。発生土が出るわけであります。これらについて、この発生土を公共用地の造成のために活用するわけであります。これらの計画あるいは方針を打ち出すのもこれからの課題であります。

また、4点目には、ご存じのとおり、この昭和60年のときに着工しました外防波堤は、恐らく2023年か24年、あと4年か5年に完成するという予定であります。この外防波堤は2つの目的がございます、1つは、避難港としての機能を充実する。2つ目には、いわゆる津波の被害を抑制すると、特に旧町の周辺の抑制すると、こういう一つの目的があるわけであります。これらについて今日まで、要は平成の元年でありますけれども、下田市はこの県と国と市で、いわゆる下田港港湾整備構想というのを元年につくっております。これらに基づ

いて、実は今日まで海あるいは外ヶ岡を中心にして整備事業が展開されているわけであり
ます。今4年後あるいは5年後にその外防波堤ができると泊地が2倍になると、こういうよ
うなことからどう今日的に下田港の海あるいは陸上をどう活用していくかということも大
きな課題であります。そういう意味では、ぜひ本年は4月、新人の皆さん方が6名も大勢入
りました。そして、執行者側も若くなっているわけですが、ぜひこれを新たな視点に
立って、そして、市民になるほどなど、こういう一つの結論を導くために、お互いに胸襟を
開きながら対応する必要があると思います。

私自身は78歳で、もう4年たちますと82歳です。何としても健康に留意しながら皆さん方
とともに議員活動をさせていただきますので、今後ともよろしく願いを申し上げまして挨
拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（小泉孝敬君） おめでとうございました。お席にお戻りください。

次に、今定例会に市長から、提出議案の送付と説明員として出席する旨の通知がありまし
たので、係長をして朗読いたさせます。

○庶務兼議事係長（中堀啓司君） 朗読いたします。

下総行第22号。令和元年6月19日。

下田市議会議長、小泉孝敬様。静岡県下田市長、福井祐輔。

令和元年6月下田市議会定例会議案の送付について。

令和元年6月19日招集の令和元年6月下田市議会定例会に提出する議案を別紙のとおり送
付いたします。

付議事件。

報第6号 平成30年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、諮第1号 人
権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、諮第2号 人権擁護委員の候
補者の推薦につき意見を求めることについて、諮第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につ
き意見を求めることについて、議第43号 監査委員の選任について、議第44号 下田市森林
環境整備促進基金条例の制定について、議第45号 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴
う関係条例の整理に関する条例の制定について、議第46号 下田市国民健康保険税条例の一
部を改正する条例の制定について、議第47号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の
制定について、議第48号 下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例の制定について、議第49号 下田市水道使用条例の一部を改
正する条例の制定について、議第50号 平成30年度下田市水道事業会計未処分利益剰余金の

処分について、議第51号 令和元年度下田市一般会計補正予算（第2号）、議第52号 令和元年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）、議第53号 令和元年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第54号 令和元年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）、議第55号 令和元年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）、議第56号 令和元年度下田市下水道事業会計補正予算（第1号）。

下総行第23号。令和元年6月19日。

下田市議会議長、小泉孝敬様。静岡県下田市長、福井祐輔。

令和元年6月下田市議会定例会説明員について、令和元年6月19日招集の令和元年6月下田市議会定例会に、説明員として下記の者を出席させるので通知いたします。

記。

市長 福井祐輔、副市長 土屋徳幸、教育長 佐々木文夫、会計管理者兼出納室長 鈴木光男、統合政策課長 平井孝一、総務課長 日吉由起美、教育委員会学校教育課長 土屋 仁、教育委員会生涯学習課長 鈴木美鈴、防災安全課長 土屋 出、税務課長 佐々木雅昭、監査委員事務局長 黒田幸雄、観光交流課長 永井達彦、産業振興課長 樋口有二、市民保健課長 井上 均、福祉事務所長 須田洋一、建設課長 白井達哉、上下水道課長 長谷川忠幸、環境対策課長 高野茂章。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

静岡県後期高齢者医療広域連合議会につきましては、広域連合規約第7条の規定により、市長から6人、町長から4人、市議会議員から6人、町議会議員から4人をそれぞれ選出して、計20人をもって組織することとされています。このたび市長から選出すべき議員のうち1人、町長から選出すべき議員のうち1人、市議会議員から選出すべき議員のうち4人の計6人が欠員となり、その補充のため候補者を募ったところ、市議会議員区分から選出すべき議員において候補者が5人となり、選挙すべき人数を超えましたので、投票による選挙が行われるものです。

この選挙は、広域連合規約第8条の規定により静岡県の全ての市議会における得票総数に

より当選人を決定することになりますので、下田市議会会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。

そこで、お諮りいたします。

選挙結果の報告については、下田市議会会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） ご異議はないものと認めます。

よって、選挙結果の報告については、下田市議会会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することと決定いたしました。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（小泉孝敬君） ただいまの出席議員数は13名であります。

よって、選挙結果の報告については、下田市議会会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番 江田邦明君と2番 中村 敦君を指名いたします。

候補者名簿を配ります。

〔候補者名簿の配付〕

○議長（小泉孝敬君） 候補者名簿の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 配付漏れはないものと認めます。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

それでは、お願いいたします。

それでは、投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（小泉孝敬君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順番に投票をお願いします。

〔投票執行〕

○議長（小泉孝敬君） ……（録音切れ）……ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

1 番 江田邦明君及び2 番 中村 敦君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（小泉孝敬君） お待たせいたしました。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 1 3 票。

このうち、有効投票 1 3 票

無効投票 0 票

有効投票のうち、古 屋 鋭 治 君 1 0 票

大 房 正 治 君 0 票

柳 川 樹一郎 君 1 票

藪 崎 幸 裕 君 0 票

内 田 隆 典 君 2 票

以上のとおりです。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

◎一般質問

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により一般質問を行います。

今期定例会に一般質問の通告のありました議員は 6 名であり、質問件数は13件であります。

通告に従い、順次質問を許します。

質問順位 1 番。 1、海水浴場の整備及び運営について。 2、地域の交通機関の確保について。

以上2件について、13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 皆さん、おはようございます。

日本共産党の沢登英信でございます。

議長のご紹介に従いまして、海水浴場の整備及び運営について、地域の交通機関の確保について主旨質問をさせていただきます。

当局の皆さんはもちろん、議員の皆さんのご理解とともに市民の皆さんのご協力を得て、この問題を解決をしていきたいと、このように考えているものでございます。どうかよろしくをお願いをしたいと思います。

間もなく海水浴シーズンを迎えます。海水浴場は下田市にとりまして最大の観光施設であり、かつ海水浴は最大のイベントそのものであらうと思います。世界一の海づくりを進めております当下田市におきまして海水浴とはどのような位置を占めているとお考えなのか、市長の所見をまずお尋ねをしたいと思います。

海水浴のお客さんにつきましては、昭和59年、173万人からの来遊客を数えておりましたが、平成6年、118万6,000人、そして平成16年には61万6,000人、減ってまいっていたかと思ひます。平成23年のご案内の東日本大震災におきまして47万4,000人にまで海水浴のお客さんもこの当所を訪れてくる人が減ってまいりました。しかし、その後平成27年には64万人、回復する兆しを見せておりましたが、昨年、平成30年度におきましては4万9,006人と減少をしてまいっているわけであります。失礼しました。49万6,000人と減少してまいっているわけであります。失礼いたしました。その原因を明らかにして、さらに対策が必要ではないかと思ひます。

経過を振り返りますと、昭和36年12月に伊豆急電鉄が開通しますと、民宿ブームとともに、海浜浜地はキャンプ場として利用されるようになり、大変な混乱を極め、昭和43年3月には特定区域におけるキャンプ禁止に関する条例、いわゆる県条例が制定され今日に至っているかと思ひます。以来、海水浴場として利用が進んでまいっております。当時は浜地内に海の家、売店を出店をするようになってまいりました。浜地の占用権限を持ちます下田土木事務所への申請手続で混乱を来すような事態となってまいりました。

そこで、昭和61年、下田土木事務所では、海の家については公的な1団体への許可のみとすると、こういう方針を打ち出し、下田市の占用申請のみが認められると、こういうことになってまいったかと思うわけであります。下田市海水浴場に関する条例の第6条禁止行為の

規定にもこの考えが定められているところでもあります。この当時は、規則でありました。平成4年12月に条例として今日の条例が制定をされ、海の家売店の出店に伴います混乱は、この条例によって解消がされてまいったと思うわけでもあります。

しかし、新たな浜地へのパラソルやサマーベッドを浜地に持ち込んで、100メートル四方とか200メートル四方を占有をするというような形で実質的に浜地で営業がされる、デリバリー方式といってもいいかと思いますが、このような形態が新たに生み出され、その浜地の中で客引きが行われるというような不法営業行為がこの平成10年以来、今日まで続いてまいっていると、こういうことではないかと思います。

そして、このような状況に対応しようということで、平成12年3月に下田市の海水浴条例は、さらに改定がされてまいっております。その主なる内容は、第7条第2項、禁止行為を行う者、行わせた者が前項の指示に従わないとき、またはその場に居合わせず、前項の指示をすることができないときは、市長は職員をして当該物品を海水浴場から撤去させるものとすると、こういう規定が設けられたと思います。そして、さらに第9条におきましては、罰則を強化をしていく、30万円以下の罰金に処するというところの改正内容であったと思うわけでもあります。

私はこのように、この期間の経過を概略、このように考えておりますが、当局の見解、間違いがないかどうかお尋ねをまずしたいと思うわけでもあります。

そして、この条例の目的、第1条は、海水浴場を健全かつ安全に整備し、公衆の衛生及び公衆の危険防止並びに秩序の保持を図ることを目的とすると定められておるわけでもあります。昨年から今年にかけての現状はどのようになっているのか、まずお尋ねをしたいと思います。

特に白浜大浜海水浴場、白浜板見の漁港の利用によりますバナナボートの実態、あるいは吉佐美舞磯浜等の不法営業、不法占拠、そして、さらにヘリコプターの着陸等が行われているかと思いますが、このような現状について詳しくお教えをいただきたいと思うわけでもあります。

そして、これらの不法行為に対し、どのような対応をされてまいったのか、そして本年はどのように対応をする計画なのかをお尋ねをしたいと思います。

特に白浜大浜海水浴場の不法営業行為、この解決を中心課題といたしました専門チームといますか協議会を発足をしていくべきではないかと私は考えているところでございます。浜地の管理者であります下田土木事務所、あるいは客引き等につきましては下田警察署の協力、海上保安部、あるいは地元区長や下田市の代表が一堂に会し、法令上の実行体制の具体

化、あるいは、どのようにしていったらいいのか、その体制について協議をし、方針をきっちりと定めていく必要があるかと思うわけであります。このように考えますが、市長の所見を重ねてお尋ねをしたいと思います。

次に、下田海水浴場に関する条例第2条であります、名称及び位置について、この条例を適用する海水浴場についてであります、柿崎海水浴場と吉佐美の垂相海水浴場は、条例には海水浴場として定められておりますが、適用がされておられません。市内9つの海水浴場がこの条例の適用となっているわけであります。この2つの海水浴場を適用していない経緯と今後の取り扱いや考え方について、まずお尋ねをしたいと思うわけであります。

特徴を生かしました海水浴場としていくと、こういう観点からは、海水浴場や海浜の利用を考えていくことが当然必要かと思えます。爪木崎海岸の海水浴の利用状況が今日増えてまわっているのではないかと思います。海水浴場としてほしいとの意見もあろうかと思うわけですが、どのようにお考えになっているのか。白砂とは違う海藻や小魚、あるいはサンゴが生息しております海水浴場として提供ができるということになりますと、これまた一つの大きな成果になろうかと思うわけでありますが、また、板戸海水プールの現況はどうなっているのでしょうか。アロエの里づくりとともに、オートキャンプ場あるいはバーベキューやスケートボード場としての利用等のご意見も上がってまいろうかと思えますが、地元の皆さんと十分検討をし、このアロエの里をそのまま放置するような形ではなくて、下田を売り出していく大きな拠点として整備をしていく必要があるのではないかと思います。

次に、海水浴場施設の整備についてをお尋ねをいたします。

海水浴の施設としてどのようなものが必要で、現況はどのようなになっているのか、まず、当局の見解をお尋ねをしたいと思います。

具体的には吉佐美大浜海水浴場のトイレ、シャワー施設について地元から設置要望が提出がされているのではないかと思います。といいますのは、区が設置しましたシャワー室、トイレはございますが、市が設置したこのような施設のないのは吉佐美大浜海水浴場だけではないかと思うわけであります。大きな浜地を抱えておりますこの施設、ぜひとも整備をしていく必要があるのではないかと思いますし、また、多々戸海水浴場のこのトイレ、シャワーは、市が設置をしていただいているわけでありますが、鉄筋がさびて、コンクリートが剥がれてくると、このような現状も目にしているところでございます。修理及び管理等についてはどのようにされているのか、重ねてお尋ねをしたいと思います。

第4に、世界に並び称せられる下田市の海水浴場としていきたいと思うわけでありますが、

海水浴場内での禁煙や入れ墨、タトゥーの露出制限等は常識になってまいっているのではないかと思います。下田市海水浴場に関する条例に明記をしていく必要があると考えます。条例の改正が必要ではないかと思いますが、どのようにお考えなのかお尋ねをいたします。

海水浴場のドローン飛行につきましては、条例第6条禁止行為、第3項中の身体に害を及ぼす器具をみだりに所持し、または使用してはならない。つまり危害を及ぼすおそれがある行為、ドローンが落ちて危害を及ぼす、こういうことが該当するという見解で、既に下田市では禁止をし、立て看板が立てられているところでございます。このような行為に大変敬意を表したいと思いますが、また、どこにこの看板を立てられているのか、具体的にこれが守られなかった、条例違反をされたときに、この飛行をさせたときはどのように下田市は対処をするお考えなのかお尋ねをしたいと思うわけであります。

第5に、海水浴場のより一層の整備を図り、不法営業行為等の是正のためには、県警等の協力がぜひとも必要であります。そこで、静岡県でも静岡県海水浴場等に関する条例、仮称ではございますが、このような県条例を制定をしていただくことが必要ではないかと思えます。既に神奈川県条例は昭和36年7月5日、条例第29号が制定がされているところでございます。なお、静岡県でも特定の区域におけるキャンプの禁止に関する条例は、昭和43年3月22日に制定がされているところでございます。国有浜地等の管理者である下田土木事務所との協力関係を強めるためにも、県の管理許可権者と下田市との関係についてどのように理解をすべきなのか、より一層の協力関係が必要ではないかと思うわけであります。

また、海水浴場に関する条例と下田市夏期海岸対策協議会との関係並びに各夏期海岸対策協議会支部との関係や各支部が行っております収益事業について、どのように市として指導、援助、協力していくのかお尋ねをしたいと思うところでございます。

次に、地域の交通機関の確保についてをご説明させていただきます。

高齢者ドライバーの重大事故が全国で相次いで報道されているところであります。原因の多くはアクセルとブレーキの踏み間違いなどの誤操作によるものと報道されております。本年4月19日には池袋で横断歩道中の親子をはね、3歳の女の子と31歳の母親が死亡をする、そして10人がけがをされた事件が報道されております。加害者は自家用車を運転しておりました87歳の男性で、元通産省工業技術院の院長であった方であります。アクセルが戻らなかったと、こう言っていると報道されているところであります。6月の13日には兵庫県の西宮市で園児17人の列に69歳の女性が運転する車が突っ込み、2人にけがを負わせております。その前の6月の4日にも福岡市早良区で81歳の男性が運転する車が猛スピードで交差点に突

入、男女9人が死傷する事故が起きております。車が疾走する映像が繰り返し流され、アクセルとブレーキの踏み間違いの疑いが指摘をされ、また、運転手の意識がなかったのではないかとこの疑いさえ持ち上がっているのではないかと思います。

下田警察署の事故の資料によりますと、平成30年、管内で高齢者ドライバー事故は87件、うち下田市におきましては37件、死傷者数は108人、うち2人が死亡し、下田では43人、うち1人が下田で亡くなる事故が起きているわけであります。

高齢者は自動車の運転免許証を返還すべきなのではないでしょうか。下田市の高齢者の免許証返還状況はどのようになっているのか、まずお尋ねをしたいと思います。

自動車が運転できなくてはなかなか市内で生活できないのではと、こういう実態があるのではないのでしょうか。暮らしを支える食料品などの買い物、あるいは病院への通院、社会参加など、できなくなってしまうわけであります。免許証を返還しても安心して生活のできる地域の交通機関の確保が求められているのではないのでしょうか。

そこで、高齢者だけではなく、稲梓地区の地域社会を支えている稲梓循環線、愛称いなみん号の利用状況についてお尋ねをしたいと思います。

東海バスの路線が赤字となり廃止となる中で平成30年10月から、北の沢、立間口でしょうか、7.1キロメートル1便と立間口から立間口に循環する箕作、須原、相玉、椎原、北湯ケ野区を回る18.8キロ5便が平日運行されているのかと思います。運賃は大人200円、子供100円ということでございます。大変喜ばれているのではないかと思います。田牛や大沢地区、あるいは須崎地区や大賀茂地区も同様の状況にあるのではないかと思います。さらに、旧市内にはバス路線は今日なくなっているのではないかと思います。いなみん号が成功しつつあるというのであれば、やはりコミュニティーバスとして拡大をしていくことが今日求められているのではないかと思います。当局としてどのように理解をされているのかお尋ねをしたいと思います。

次に、平成26年度に下田地域公共交通会議という協議会が結成され、伊豆縦貫自動車道等の整備計画とリンクした下田地域公共交通基本計画、またの名を下田市地域公共交通網形成計画を平成27年3月に策定しております。そして、この計画の課題とするものはどのようなものなのか、どこまで進められているのかについて、まずお尋ねをしたいと思います。

田牛、竜宮窟への観光客向けの便と合わせまして、田牛地区にはかつて1.5便であったものが今日、この観光客向けのものと合わせて4.5便と理解をしておりますが、それ以上増えているのか。田牛の方々にとりましては、この竜宮窟への観光客のお客さんと地域の足を支

えるということが相乗していい結果を出しているのではないかと思います、これらの実態もどのようにお考えなのか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

また、この計画では、A I オンデマンドによります観光型のM a a Sの実証実験が進められているというように報道がされておりますが、その内容はどのようなもので、どのような実験が進められているのかお尋ねをしたいと思います。

次に、超高齢者社会を迎える中での交通事故防止についてをお尋ねをいたしたいと思います。

平成31年3月31日現在、人口2万1,492人、1万786世帯のうち、65歳以上の人口は8,859人、高齢化率は41.2と言われております。4割以上の方々が65歳以上の方だと、75歳以上の方は4,755人、22.1%になっているわけであります。さらに、ひとり暮らし老人は2,598人、夫婦とも高齢者だという世帯は4,256世帯でございます。5,962人の方々が高齢者世帯ということになっていようかと思います。

高齢者を乗せ買い物に行く自家用車の運転手もこれまた高齢者であると、このような現状となっているのではないかと思います。ある地域では、近所の人に声をかけ、声をかけた人が運転をして買い物に出かける、こうことが、いわゆるお互いに助け合うということが進められているようであります。しかし、自己責任ということで、事故が起きますと、なかなかその対応が困難であろうかと思います。このような互助を助けていくような保険の制度、市として検討していく必要があるのではないのでしょうか。安心して高齢者が暮らせるようなそういうまちをつくってまいりたいと思うものでございます。

そして、また皆さん、身体障害者1級、2級及び精神・知的療育手帳Aをお持ちの方は、国の制度によりまして重度心身障害者タクシーの利用料金の助成制度が今日行われております。1日1枚、小型タクシーを使いますと700円の、この券によりまして補助がされ、年間24枚の券が交付されているところであります。中型ですと710円ということでございます。これよりオーバーしますと本人が負担をするということになってまいるわけでありますが、かつて、この下田市におきましても高齢者向けのタクシー利用券の交付が行われていたことを私は記憶をしておるわけであります。このような制度を再度つくり上げていく必要があると思いますが、市当局の見解をお尋ねをしたいと思います。

以上で主旨質問を終わらせていただきます。

○議長（小泉孝敬君） 質問者にお諮りします。

ここで11時15分まで休憩したいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） それでは、ここで11時15分まで休憩いたします。

午前 1 1 時 4 分休憩

午前 1 1 時 1 5 分再開

○議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（福井祐輔君） それでは、沢登議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、最初に、世界一の海づくりと海水浴の関係、あるいはどういうふうな位置を占めているのかというご質問でございますけれども、非常に下田市としては世界一の海づくりということで、その海岸の保全とか、それとかいろんな産業を育てるとか、あるいはオーシャンスポーツとか、そういうところを奨励をして、海岸を皆さんに、市民を含んで、観光客にも楽しんでいただこうというところで環境の整備をやっているところでございますが、まだまだ世界一には達してないと、これ何年かかって世界一になるのかというのは全然見当が付きませんけれども、そういうスローガンを掲げて市として目標を持って頑張っていくというのが非常にいいことじゃないかというふうに思います。

その中で海水浴がどういうふうな位置にあるのかといいますと、非常にこれは二律背反的なところがありまして、先ほど申し上げましたように、環境の保全とか、あるいは産業の育成とか、そういう面では、いろんな面でその安全の確保とかそういう面では、いろんな面で市としてはいろんな努力をしなければいけない、税金も使わなきゃいけないというふうな面がございますけれども、反面、この海水浴客によってもたらされるその経済効果というものもあるというふうに感じております。

特に、下田市としては、宿泊客をバロメーターとして見る限り、海水浴客が増えたから減ったからということで宿泊客が増える減るということはないんじゃないかというふうな感じを持っております。実際に昨年、平成30年は宿泊客は100万を超しているんです。前年度、29年から5,000名増えて、本当に久しぶりに宿泊客が100万を超えたという数字が出ております。これは一番最新の数字ですけれども、県が発表した数字でございますけれども、平成29年は99万8,292名でしたけれども、平成30年は100万3,363名ということで約5,000名増えてい

るということで、ただ反面、海水浴客は、前年度の29年には64万の海水浴客が訪れましたけれども、平成30年は49万6,000と、議員が数字を挙げたとおりでございまして、15万も減っているんです。それにもかかわらず5,000名増えているというところで、そんなに、増えれば、もっと15万来れば、29年並みに海水浴客が来ればもっと宿泊客が増えたんじゃないかと、そういうふうな論理も成り立つかもしれませんが、そんなに相関関係はなかったんだというふうな感じを受けております。

そして、このために市としても、もっとこの宿泊客が増えることに対して、海水浴場の施設整備というのは市としても力を入れて行っていかなければいけないというふうに考えております。

次に、白浜大浜の海水浴場の治安維持の法律の施行について、いろんな機関と協議をする組織を設けなきゃいけないというふうなご提案でございますけれども、現在、夏期海岸対策協議会というところで、そこにはもちろん下田市、また県、そして警察、そして各支部等が入って夏期海岸対策協議会というものをつくって、そこでこの海岸のいろんな規律の維持とかそういう面について、安全の確保とかそういう面についていろいろ協議をして、そして、それを実行に移しているわけでございます。

中でも市として責任を持っているのは、やはり白浜海水浴場の治安の維持、いわゆる不法営業の取り締まりという点で、市役所の職員こぞって平日はその警戒に参っております、また、休日には市長以下、課長職あるいは局長、そういう方たちも動員をして不法業者の取り締まりを行っているところでございます。そこには支部の方も入りますし、もちろん警察も一緒にいただくということになっております。

一昨年、違法業者に警告書を渡したことにより、その効果があらわれました。そこには、今までは夏期海岸対策協議会の会長名でしか出さなかったんですけれども、警察からの指導で市長の名前で出すようにしてくれということで、夏期海岸対策協議会の議長から市長に名前を変換しまして渡すようにしました。それが効いたのかどうかわかりませんが、一昨年そういう活動をして、昨年は一つ業者が、1事務所減ったというふうなことも聞いております。

そういった面で下田市としてもいろんな部外の権限がある組織と共同しながら、下田市としても権限の及ぶ範囲でこの世界一の海づくりの一端であります海水浴場の治安の維持、違法業者の取り締まり等に尽力をしているところであります。

次に、公共交通、公益の交通機関の確保についてでございます。

これは、一番心配されるのが、やはり高齢化が進んでいるということで、42.1%も65歳以上の方がいらっしゃるということで、また、全国的にも高齢者ドライバーによる痛ましい事故が起こっておりますけれども、下田市としてもこういう痛ましい事故が起こらないように処置をしていかなければいけないというふうに思っております。

いろんな施策がございますけれども、これから検討して、ぜひ来年度の予算とかそういうものに反映していきたいというふうに思います。全般として高齢者が増えておりますので、税金の使い方も高齢者のほうに目を向けたその税金の使用を考えなきゃいけないというふうに思います。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 観光交流課長。

○観光交流課長（永井達彦君） 私からは海水浴場の整備及び運営についての、まず初めに、海水浴客の減少の原因とその対策についてのご質問ですが、海水浴客の減少は全国的な傾向として見られ、要因として、旅行のニーズ、スタイルの変化や海の楽しみ方の変化などによるものと思われます。このような変化に対応するため、海での体験プログラムを中心に、冊子の発行やホームページ、道の駅に開設していますしーもん案内窓口において情報発信等を実施しております。

次に、現在の条例の改正経緯についてのご質問ですが、平成12年の改正につきましては、実態に即した条文の整備を行うとして、浜地内でのパラソル、ベッド、飲食物等の販売、賃貸、保管の禁止及び注意しても従わない場合には市職員が用品を撤去する旨の規定を追加したもので、議員のおっしゃる第9条の罰則については、平成4年の当初から規定されたものでございます。

次に、不法営業対策についてのご質問ですが、白浜大浜海水浴場の不法営業対策につきましては、各店舗に浜地内の営業行為禁止のチラシを配付し禁止事項の注意喚起を行ったほか、警察と協力して、平日、原田支部と観光交流課職員、休日には市長以下、課長職のパトロールを実施し、禁止行為に対し注意を喚起してまいりました。

次に、吉佐美、舞磯浜についてのご質問ですが、昨年度につきましては、吉佐美、舞磯浜地内での不法営業行為等は確認されておりましたが、平成25年度には、パラソル付きのテーブル、椅子、ベッド等を設置している事業者がいるとの指摘があり、市として設置者に注意、指導を行っております。不法営業の事実が確認された場合、海水浴場内での営業禁止のチラシを配付するなど、そのような行為がなされないような対策を行っていききたいと考

えております。

舞磯へのヘリコプターの発着につきましては、浜地の管理者である県土木事務所では、住民からの連絡により発着の事実は確認している、事前に申請等もなく使用していることから行政指導を行うため調査を行っているとのことでした。

次に、爪木崎の海水浴場についてのご質問ですが、爪木崎海岸につきましては、今年度の夏期海岸対策協議会支部長会議において須崎区長より、来年度からの海水浴場として運営を行いたいとの申し出がありました。来年度の海水浴場開設に向け、地元と協議を進めていきたいと考えております。

次に、柿崎海水浴場と亜相海水浴場についてのご質問ですが、柿崎海水浴場及び亜相海水浴場は、下田市海水浴場に関する条例を適用する海水浴場として同条例第2条に規定された海水浴場であります。柿崎海水浴場については利用者の減少により平成10年度以降、また亜相海水浴場については条例制定以来開設をしておりません。これまでも条例からの除外を検討しておりますが、除外することによって禁止行為等を定めた条例の適用範囲外となることにより生ずる問題のほうが多いとの判断から見送られた経緯がございます。

続きまして、板戸海水プールについてのご質問ですが、板戸海水プールは昭和58年度に設置され、板戸区が市より管理委託を受け運営しておりました。しかしながら、施設の老朽化や市民、観光客のニーズの変化により、その一定の目的を終えたとして、板戸区の同意を受け、平成18年度より休止しております。施設の耐用年数は30年ですが、平成25年1月末に償還残存期間満了となっていることから、施設の廃止、転用も可能であると認識しております。これまでも地元区との協議を行っており、バーベキューエリアになどの案があったものの、その後の運営を考慮すると、区の総意には至っていない状況でございます。今後も板戸区及び漁協などの関係機関を交えて活用策を検討していきたいと考えております。

次に、吉佐美大浜のトイレ等についてのご質問ですが、吉佐美区からトイレの整備について要望いただいております。県の観光地域づくり整備事業費補助金を活用し整備を行いたいと考えております。この補助制度は、整備予定地域について観光地エリア景観計画の策定が要件となっており、現在、計画策定に向け準備を行っているところでございます。

また、多々戸温水シャワー施設については、地元吉佐美区に委託し、日常の清掃等の管理を行っております。施設の建物につきましては、順次修繕を実施し、施設の維持に努めていきたいと考えております。

次に、海水浴場内における喫煙等、今後の条例改正についてのご質問ですが、喫煙の禁止

につきましては、夏期海岸対策協議会の各支部のご協力をいただきまして、喫煙スペースを設置することで海水浴場内での分煙化を進めています。今後は分煙、入れ墨対策、大音量による音楽の規制、犬の放し飼い禁止等、条例改正に向け各支部と協議、検討していきたいと考えております。

ドローンの飛行につきましては、市の条例に基づき規制をしております。海水浴場では4月1日から8月31日までの間、飛行禁止をしております。この告知についての禁止看板を各海水浴場にこの期間、設置しております。事業者による撮影を目的とした飛行については、ホームページ等による周知により事前に相談、申請をしていただいております、条件を指定、許可をしている状況でございます。無許可で飛行させた場合には観光交流課にて、実施に対し注意、指導を行ってまいります。

次に、県の対応についてのご質問ですが、先日、議員有志と原田区長さん、伊豆白浜観光協会の副会長さんと下田土木事務所へ伺いまして、浜地指定の県の対応を含め、条例制定の要望をしてきたところでございます。下田土木事務所からは、関係部署と相談するとの回答を得ましたので、今後、県と協議していきたいと思っております。県と下田市との関係は、下田市としては現在の条例において、その権限を行使し、海水浴場の安全等の確保に努力しておりますが、権限の及ばない範囲もございますので、その点は県に権限の行使をお願いしなければならないと考えております。

最後に、各支部の収益事業についてのご質問ですが、各支部の収益事業については、独立採算制にて運営されております。市の条例の履行のために、それぞれの支部の事情に応じて補助金を充当している状況でございます。

私のほうからは以上です。

○議長（小泉孝敬君） 産業振興課長。

○産業振興課長（樋口有二君） では、私のほうからは海水浴場に関して白浜板見漁港のバナナボートについて漁港の管理という観点から回答をさせていただきます。

昨年夏、白浜板見漁港でのバナナボートの使用については、通報を受けまして、使用者に対して下田市漁港管理条例へのご理解並びに注意喚起を促したところでございます。漁港の主たる利用目的というのは漁業活動でございまして、漁業の根拠地となっておりますことから、漁業活動以外での目的での利用につきましては、漁業活動に支障を及ぼす利用等について制限をしております。今後も漁港施設の安全かつ適正な管理を行いまして、漁港管理条例について周知、理解を促すとともに、漁港の環境の維持に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） 私のほうから吉佐美、舞磯浜の関係で、通告書でいただいております市道の通行状況についてですが、市道下条線の終点付近と海岸空地との間に民有地がございまして、民有地の所有者が通行を拒否しているため改善してほしいとの要望を吉佐美区からもいただいております。海岸空地の管理者である静岡県下田土木事務所と連携し、民有地を経由せずに海岸空地に出入りできる通路の確保等により問題の解決を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

○統合政策課長（平井孝一君） 私のほうからは地域交通機関の確保についてのうち稲梓循環線いなみん号に関する質問と地域公共交通基本計画についてお答えさせていただきます。

まず、いなみん号に関してですが、現在いなみん号の路線におきましては、下田市の車両、マイクロバス1台を使用し、議員が質問の中でおっしゃったとおり、1日当たり北の沢、立間口の1便、立間口、入谷、北の沢、立間口を循環する便を5便運行しております。

いなみな号の利用状況につきましては、運行を開始した平成30年10月から令和元年5月までの全体の利用人数は4,927人、1日当たり34人となっております。定期におきましては4,144人、定期とは小学生の児童となっております。定期外は7,883人となっております。定期外の一般の方につきましては、1日平均5.4人で、主に通院、買い物による利用となっております。定期外の利用につきましては、今のところ目標には達しておりませんが、利用者は確実に増加傾向にあることから、さらに運行に係る情報発信等を含め利用促進を図っていきたいと考えております。

また、今後の運行につきましては、利用状況の数字的な分析はもとより地域住民皆様の意見も伺い、利用ニーズを把握しながら地域環境に合った運行方法の検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、田牛、須崎、大賀茂、また大沢地区についてもコミュニティーバスを拡大していくことが求められると思いますが、どうでしょうかとのご質問ですが、田牛地区につきましては、現在、下田市の自主運行バス路線として下田駅、田牛間で運行しております。こちらも下田市地域交通基本計画のモデル地区としまして位置づけていることから、自主運行路線を維持しつつ、路線や方法等を含めた将来的な運行のあり方について検討を行っていききたいと

考えております。

須崎及び大賀茂地区につきましては、現在、南伊豆東海バスの自社路線として運行し、国庫補助及び下田市継続困難バス路線として補助金を交付し支援しております。今後、中学の通学バスとしての利用も見込まれますので、現行の運行の維持を図っていきたいと考えております。

大沢地区につきましては、道路が狭いなどの状況がありますので、従来よりバス路線は開設されておられません。今後につきましても立地環境や道路状況からバス等公共交通機関による運行は困難と考えております。しかしながら、人口の減少や高齢化が進む中で交通弱者の増加等が懸念されることから、地域住民の状況等を把握しつつ、社会的運行等も視野に入れて検討していきたいと考えております。

また、旧町内にバス路線がなくなっているのではないのでしょうかというご質問がございましたが、旧町内は中心部の利便性向上や周辺地域からの利用向上を目的に、下田駅、まいまい通り、下田メディカルセンター間でバス路線を開設しております。旧町内におきましては、道路が狭く入り組んでいることから、大型車両での運行は困難なため、タクシー等小型車両を活用した運行形態について検討していきたいと考えております。将来の路線の拡張につきましては、収益性と住民の利便性とのバランスを考慮して検討していきたいと考えております。

続きまして、地域公共交通基本計画について、その課題についてお答えいたします。

平成27年に策定した下田市地域公共交通基本計画は、買い物、通院する高齢者、交通弱者などの利用者を視点に策定しております。公共交通を取り巻く課題のうち、市全体的な課題として4点を挙げております。

課題1は、生活需要への対応として、高齢者、通学者、交通弱者等の移動手段の確保の必要性を訴えております。課題2は、観光需要への対応として、観光客が路線バスを利用する際のわかりやすさ、利用しやすさを挙げております。課題3は、市内移動、広域移動への対応として、生活、観光利用とともに移動形態を踏まえた路線等の検討の必要性を挙げております。課題4は、公共交通利用者確保、運行維持の課題として、交通機関の利用者の減少、運行収入の悪化、それらを要因として路線運行の維持が難しくなっていることを挙げております。

こうした課題に対応するため、基本計画では、1つ、利用しやすくわかりやすく公共交通ネットワークの形成、2つ目、市民も来訪者も使いたくなる公共交通の形成、3つ目、地域

で育てる地域公共交通の仕組みづくりの3点を挙げております。

各種事業は計画どおりにおおむね実施されております。具体的には、稲梓地区の再編、先ほどの循環線になります。交通結末点である下田駅へのデジタルサイネージの設置や案内看板の改修による情報発信の強化、中心市街地への路線延伸等を実施しております。

次に、竜宮窟の観光に向けての増便に関しましては、下田駅田牛線は本年度静岡デステーションキャンペーン等による需要拡大に合わせ、南伊豆東海バスの運行による増便を行っております。当初は6月30日までの予定でありましたが、令和2年3月31日まで延長することになっております。今後につきましては、観光による乗車動向を確認しつつ下田市自主運行バスとして地域の生活路線確保という目的と調整しながら適切な運行形態を検討していきたいと考えております。

最後に、観光型Ma a S実証実験につきましては、旧町内を中心に大型タクシーを利用したオンデマンド型運行システムの試験を第1段階として4月から6月まで運行しており、また、第2段階目として9月から11月の運行を予定しております。Ma a Sにつきましては、観光のみならず生活交通の手段としても期待がされておりますので、今回の実証実験の結果を踏まえて下田市における公共交通の課題解消に向けて活用を検討したいと考えております。

私のほうからは以上です。

○議長（小泉孝敬君） 防災安全課長。

○防災安全課長（土屋 出君） 私のほうからは地域交通機関の確保についての高齢者の免許返還等、下田市の状況についてお答えさせていただきたいと思います。

高齢者によります交通事故の減少を図るため、高齢者の運転免許証の自主返納を支援する目的で、高齢者運転免許証自主返納支援事業としまして、下田市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱を制定しまして、運転免許証にかわる身分証明証としまして運転経歴証明証の交付に要する費用を助成しております。

平成30年度につきましては74人の申請がありました。申請者年齢の内訳は、70歳代が全体の45%、80歳代が42%、90歳代が11%となっております。また、地域別に見ますと、市街地から離れている白浜地区は6人、浜崎地区は6人、稲梓地区は5人と低く、それぞれ全体の割合が8から7%となっております。これは、地理的要因により高齢であっても自家用車を利用する意識が強いものと考えられます。過去5年間の助成件数ですけれども、平成26年度が57件、27年度が55件、28年度が70件、29年度が85件、平成30年度が74件でありました。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（須田洋一君） 福祉事務所でございます。

私のほうからは、高齢者、それから障害者用のタクシーの制度化についてということでお答えさせていただきます。

まず、高齢者用のタクシー制度につきましては、現在実施はしておりません。ですが、過去に高齢者に対するバスの助成については、助成を行い一定の利用がありましたが、平成17年度を最後に廃止をされております。しかし、市内の高齢者、徐々に増えていく中で高齢者に向けたサービスの充実というのは必要ではないかというふうにこちらも感じているところでございます。特に、高齢者の移動手段については、市内路線バスやタクシーなどの事業者といえますか、その事業自体が縮小する中でどのような対応ができるかということが課題になろうかと思っております。今後、地域福祉計画などの各種計画を策定する中で必要となる事業の実現を検討しながらサービスの充実のほう、図ってまいりたいというふうに思っております。

次に、障害者のタクシー制度でございますけれども、こちらのほうは平成4年度より実施しております。身体障害者手帳の交付を受け1級、2級に該当する身体上の障害のある方、それから療育手帳のAの交付を受けている方、それから精神障害保健福祉手帳の交付を受けて1級、2級に該当する精神上の障害がある方で、いずれも在宅の方の場合ですけれども、こちらの方には、タクシー1乗車につき、乗車した中型タクシー、それから小型タクシーの初乗り運賃の相当額の利用券を交付しております。

なお、こちらについては、自動車税や軽自動車税の減免を受けている方は除外するものでございます。

私のほうからは以上です。

○議長（小泉孝敬君） 一般質問の途中ですが、ここで休憩したいと思います。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時47分休憩

午後 1時 0分再開

○議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

当局の説明は終わりました。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 海水浴条例を県で定めるような動きをしてほしいという質問をしましたけれども、ご回答をいただいていないようですので、いただきたいと思います。

大変前向きな回答を市長初め担当者の皆さんからいただいて、大変ありがたく思います。さらに具体的な解決の方向を目指すということになりますと、より一層審議を深めさせていただきたいと思うわけであります。

実は5月の31日、議長の下承をいただきまして、全市会議員の皆さんにこの夏期対の、特に白浜の不法営業対策について実情を知っていただきたいということで会議を開きました。議長、副議長はほかの市議会議長会等の会議がありましてご出席いただけませんでしたが、8人の議員が出席をしてくださいました。そして、6月の10日には警察の地域課長さん、あるいは6月の14日には、先ほど永井課長からもご答弁もありましたけれども、議員有志で土木事務所の維持管理課長さん、そしてこの18日には振興公社じゃなくて地域振興課に変わったんですか、名前が、そのの所長さんとお話を進めてまいりました。

そして、この経過の中で副市長が、夏期対の1,200万の予算を1,600万に増やしていただいて、この白浜、原田の一定の対応をしていこうと、こういうことも聞いてますよという話を伺ったわけであります。で、具体的にこの400万の増額でどのような方向を目指そうとしているのか。

それからさらに、パトロールをして警告書を市長名でお出しいただいたということですが、やはり警告書ということになりますと、そういう違反行為をしている方がどこのどなたなのかという特定をして警告をすると、どこの誰がそういう違法行為をしているのかということ把握をされているのかどうなのか。把握されているとすれば、その人と話し合うというようなことが進められていくのではないかと思います。ただ一般的な意味での警告書を出されても、どこの誰に警告をしたのかというような事態では、実態は少しも前進しないと、こういうぐあいに私は思うわけであります。

実態を見ますと、白浜の国道沿い、原田の国道沿いに3カ所入り口があります。そして、白浜神社のほうに1カ所あるんじゃないかと思うんですけれども、国道のちょうど真ん中あたりのところが今この白い砂を風から守るという形で覆いがございますが、そこしか入れないという、3カ所しか入れないというところに軽トラいっぱいぼんぼんベッドを積んでき

たり、あるいはパラソルを積んできたりして、その場所で営業行為と言われるようなものを浜に入るお客さんに対してしていると、あるいは浜地に、200メートル四方ぐらいのところにパラソルを立ててしまっただけで客引きをすると、こういうような状態が出されているんだろうと思うんです。

これに対して市長さん初め課長さんがパトロールをしてくださっていると、大変感謝をするものでありますが、やはり議員の皆さんにも実態を知っていただくという意味では、このパトロール、議員にも参加を呼びかけて実態を知っていただいたらどうかと、そして実態を知れば、事務職をされている職員でこれが対応できるものでないということは、僕は明らかだと思うんです。こういう暴力的な行為、不法行為をする人たちに対応できるような体制、職員を採用していかなければならないと、こういうことになると思うわけです。当然それは警察力というか、ことが必要になってくると。

そして、市の職員には職務質問をする権限はないと思いますが、警察官の皆さんと一緒にパトロールできるということになれば、警察の皆さんは職務質問をする権限があるわけですから、どこのどなたなんだと、こういうことをしてはいかんと、こういうことになるかと思うわけでありまして、ですから、そういうところまでぜひ詰めるような検討をぜひともしていただきたいと。

で、この県や下田警察署との話し合いの中でもぜひ、市長が言うように、夏期海岸対策事業の中でも結構ですけれども、白浜のこの不法行為に特定した会議を持ってほしいと、そういう会議を持ってもらったことはないんじゃないかというぐあいに返事が返ってきているわけでありまして。そして、この平成4年に30万円の罰則規定がそれからあるということで、ずっと僕、間違っただけですけれども、この規定を1度も適用したことがないんじゃないかと思うわけです。警察署の皆さんは、これは市が違法と認めて、市からの告発あるいは告訴がない限り警察としては動けませんと、そういう告訴が1度もあったことはございませんと、こういうことでございますので、必ずしもそういう形で解決するのがいいのかどうかはいろんな検討が必要かと思いますが、そういうことを検討する専門の部署をきっちり持っていただきたいと、市長が提案されるように夏期対策がそれですよということであれば、夏期対策の中でこの白浜の不法営業に特定した会議を持っていただきたいと思うわけでありまして、いかがでしょうか。

ぜひともそこら辺の、下田市だけではなくて県警や海上保安庁、あるいは土木事務所を含めたこの浜地に関係する全職種、あるいは地元の人たちも含めた協力体制ができずと、

この不法営業に対する対応は解決が困難ではないかと私は思うわけではありますが、いかがでしょうか。

それから、その他の条例の改正や爪木崎や板戸のプールのことについては、それぞれ前向きに検討をしてくださるということでございますので、ぜひともこのお願いをしたいと思うわけであります。

ぜひともそういう意味では、県に迷惑防止条例という条例も既に制定されておりますが、残念ながら白浜地区のこの客引き等の浜地のものは、適用する場所が条例で決めてありまして、繁華街を中心とした規定ですので、浜地には適用がされていないと、こういう状態ですので、今ある県条例を使うとしましたら迷惑防止条例の範囲を広げていただく、そして、ぜひとも県に海水浴の防止条例を神奈川県と同じようにつくっていただくと、こういうことの要請をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがか、再度お尋ねをしたいと思います。

それから、バナナボートや喫煙の問題や入れ墨、あるいはワンちゃんを浜で海水浴の期間に遊ばせるというようなことの検討をしますというご返事をいただきましたが、どんな形でいつ頃までに結論が出るような形で進められるのか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

もう一点の交通機関の課題につきましては、また順次という形で、議長、質問させていただきたいと思います。答弁をいただきたい。

○議長（小泉孝敬君） 市長。

○市長（福井祐輔君） まず、白浜の海水浴場の夏期対策につきましては、現在行っているのが、市が持っている権限の精いっぱいのこととあります。それはご理解いただいていると思うんです。そのために県に行ったり、市がこういうふうには足りないんじゃないかということで県に働きかけていただいているというふうには思うんですけれども、白浜大浜で一つの欠陥があるんです。大きな欠陥が。それはサービスを提供していないということなんです。ほかの海岸ではサービスを提供しているんです。世界一不便な海水浴場じゃないかというふうに思っています。売店もない、日陰もところどころしかない、そしてビーチパラソルを持ってくる、あるいは自分で、最近はテントを持ってくる、そこの中に入って暑さをしのぐというふうなことをやっているんですけれども、そういう暑さをしのぐような公共の施設もないというもので、そういうところにつけ込んでそういう、やっぱり海水浴客というのはニーズがあるわけです。そういう飲みたい、食べたい、そして日陰に入りたい、そして横になって砂に触れないで休みたいとか、そういうニーズを満たしてやるのが絶対的にこれから必要だと思うんです。

そういうすき間に入ってくる業者がいるということでもありますので、市としてもやはりそういう業者に対抗して質のいい、そして快適なものを提供するということが必要じゃないかということで、今年度は海の家をつくろうじゃないかということで提案しているところでございますが、まだまだ現地の方々にご理解していただいていないようでございますので、これは市としても現地の人たちに理解していただく、特に原田区の方たちに理解していただくような活動をしていかなきゃいけないというふうに思っております。

もちろんそれは、市としては警察力を持っていないので、警察に訴えるということしかできませんけれども、そういう警察の方たちと一緒にパトロールする、あるいは警察が立ち寄っていただけるというふうな環境をつくるということは絶対的に必要だというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 観光交流課長。

○観光交流課長（永井達彦君） まず、夏期海岸対策協議会の補助金が1,200万から1,600万、400万円上がったというご質問ですけれども、先ほど市長が答弁したように、海の家をつくるということで今年度は、それには350万円を予算計上いたしました。あと50万円につきましては、鍋田浜の違法駐車対策とか、田牛の監視所の修繕とか、もろもろの看板の作成とかというものを入れまして400万円、昨年よりも増ということで計上させていただいております。

で、その海の家につきましては、やはりその遊泳客のサービスの向上も含めて、その不法営業者の対策としてということで作りたいということで、原田支部とか伊豆白浜観光協会、下田警察署等と協議を進めてきております。で、施設の内容とか原田支部の対応等がいまだまだ結論に至っていないというような状況でございます。これから早急に詰めていきたいというふうには考えているところではございます。

そして、県の対応ということでのご質問でしたけれども、先ほど沢登議員を初め議員の有志の方と原田区長さんと白浜観光協会の副会長さんとで土木事務所へ伺ったということで、そのときに条例制定についての要望をしてきたと。そこでは、土木事務所では関係部署と相談するよということで回答を得たということで、今後も県と協議していきたいということでございます。

で、例年7月下旬頃から8月お盆過ぎぐらいまでに海岸パトロール、土日については市長初め課長職で回っているんですけども、そこに議員さんにも呼びかけてということである

ならば、ぜひ一緒に行っていただければというふうに思います。また、行くメンバーとか日程が決まりましたらお知らせをしたいと思います。

で、その市の条例改正につきましては、この爪木崎の海水浴場、今年、須崎区のほうでやるということで、来年その爪木崎もこの市の条例の海水浴場として指定するのかというところもありますし、で、先ほど言いましたように、分煙だとか音量の関係とか犬の放し飼い等も含めて、そこを明記していく必要があるのか等も含めて、来年に向けて関係機関と地元の区の人たちと協議していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） ありがとうございます。ぜひお願いしたいと思いますが、海の家を浜地の中に設けて、一定のこの海水浴場としての整備をしていこうと、賛意を示すものがありますが、地元の人たちは、ぜひそこを駐在所というんでしょうか、警察官の夏場の派出所といったらいいんでしょうか、そういうものにしてほしいと、こういう要望が出されていようかと思います。

警察署との話し合いの中では、立ち寄り所という形では十分可能性があるけれどもと、そういうご返事をいただいたかと思いますが、夏の間は県警の機動隊も白浜に来ていただいていると、こういう状態からいって、この中が海水浴のための休むところだけではなくて、警察の方も浜地の中に来てくださっていると、こういう体制ができるかどうか大きなポイントではないかと、そのことは地元の人も望んでいるというぐあいに理解をいたしました、この点がどうかということと、やはり海水浴場の安全対策のためには、約80人からの方々をそれぞれの浜に、白浜には40人近く、吉佐美には20人近くのライフセーバーの方が来ていただいて対応していると。

そして、この不法営業については、市の職員のみで対応するというのは、これはどうしても不十分ではないかと僕は思うわけです。アルソックであるとか、あるいは警察の退職者の方であるとか、そういうことに対応できる人をこの期間きっちりと市の職員として採用をして、市としても態勢をとっていくということは必要ではないかと思うわけです。

で、海水浴場の安全のためには、ですから千何百万の金を各支部で収益事業から繰り入れて対応しているというこういう形になっていようかと思うわけです。で、そういう意味では、夏期海岸対策事業の各支部の会計についても議会に、当然、補助金も出していようかと思いますので、報告をぜひいただきたいと、そして、各支部との協力体制、財政的にもいろんな

意味でも協力体制をとっていきまないと、この課題は解決できないんじゃないかと思うわけです。

で、バナナボートの件については、漁港であって、そういうことをする場所でないのということで注意書や警告書を出していただいたと、こういうご報告をいただいて、ご苦労に感謝したいと思うわけですが、その注意書を出した相手というのはどこの誰かということは特定して出されているのかと、この白浜大浜の不法営業についても、その実際にやっている人はインターネット等で、夏の一時期を若者向けに、この白浜で過ごしませんかと、こういうバイトと海で楽しく遊べますよというような形をして一般の大学生や青年を募集をして、たこ部屋みたいなところに入れて、まさに不法営業の学校をそこで夏の期間開いているというような事態が作り出されていると僕は思うわけです。こういうようなことは、早急に下田市として解決しなきゃならない課題だと、こういうぐあいに思うわけです。

ですから、そういう点でこれを解決するには、誰がそういうことをやっているのかということの特定なくして、その人たちと話し合うということなくして解決が進むということはありませんと思うわけです。ですから、そういう方向をぜひ今年は目指していただきたいと思います。計画書を出されてと言いますので、既にどこのどなたがそういうことをやっているというのを把握されているのかどうなのか、把握していないとしたら、ぜひインターネット等を通じて誰がそういう広告を出しているのかを含めて見きわめていただきたいと思います。いうぐあいに思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（小泉孝敬君） 市長。

○市長（福井祐輔君） 議員のおっしゃることはよくわかりますけれども、持っている権限がありますので、市としては、幾ら人を雇おうが権限が行使できないんですよ、それ以上の、今まで以上の、そういうことをご理解していただきたいというように思います。

また、警告書を発して、そしてその人が誰かというそういう調査、捜査というんですか、それも警察の権限ですから、市としての権限はないわけでございまして、警告書をまた渡すと、その場で移動するんですよ。移動するんです。それで警告書をきいたというように思うわけですよ。そしたらもう次の日、数時間ぐらいたったらまたやっているというふうな報告を受けていますので、そういう警告書を発して、すぐ是正するということになる、もうそれ以上のことはできないわけでございまして、そういうこともご理解していただきたいというふうに思います。

○議長（小泉孝敬君） 観光交流課長。

○観光交流課長（永井達彦君） 海の家に派出所を設置というお話ですけれども、警察とも何度か相談に行って話をしているんですけれども、やはり今、臨時派出所は白浜観光協会の先にございますけれども、そこを起点とするしかない、で、海の家をつくっても立ち寄り所的なことであるならば可能ですよというようなご返事をいただいている状況です。

○議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） ぜひ機動隊や県警のご協力を得て、これは成功を収めますように期待をしたいと思います。

権限がないということであれば、その件が有効に使えるような協力関係をぜひともこの警察や土木とつくっていただきたいと。それはやはりこの問題を特定した会議を持っていただくと、僕はそういうものを、別の協議会をつくれと提案しましたがけれども、市長は夏期対の中でやっているということであれば、その夏期対の中の議事に、この問題に特定した会議を開いていただいて解決を図っていくという方向をぜひとも持っていただきたいと。やはり事務をとっている職員に、課長さんにパトロール、ご苦労で感謝をいたしますけれども、パトロールをして解決ができるようなレベルの問題ではないんじゃないかと、もう少しきっちりした体制をとるということを検討していただきたいことを要望して次に移りたいと思います。

地域の交通機関の確保についてでございますが、やはり公共交通だけではなくて、市民の自助というんでしょうか、そういうものとの協力体制が必要であろうと思うわけです。多くの内容が買い物であったり病院への通院であるということから考えますと、病院の通院につきましては、メディカルセンターにおいても、あるいは河津の今井浜病院、その他の市内の病院におきましても患者さん向けのマイクロバスというんでしょうか、そういうものを出しているわけです。

先日はメディカルセンターの病院への通院バスが田牛まで出ていたんだそうですけれども、なかなか田牛からの患者さんが少ないということで切り捨てられてしまって、この吉佐美地区まで出てこない、田牛の人はメディカルの車に乗れないと、こういう状態にあらうかと思うわけです。で、病院の患者さんのためのマイクロ等は公共交通の会議の中に恐らく入っていないんだと思いますが、そういう病院の指摘と言ったらいいんでしょうか、そういうものとの協力態勢もあって、幾つかの病院で自分の病院のために経営しているわけですが、市民の、患者さん全体のことがスムーズに行くような協議が整えば、これはこれで一つの前進ではないかと思うわけです。

で、もう一つは、やはりどうしても車が必要だということになりますと、急にアクセルを

踏んでも急発進しないというような装置が新聞等々で、テレビ等で報道されていまして、20万とか30万の費用が必要であるけれども、そういう装置もありますよというようなことが報道されていようかと思うんですが、自動車として急発進を食いとめることができるような仕組みや制度があれば、そういうものもこの下田市としても取り入れていくというこういうことも必要ではないかと思うんですけれども、そういうことは検討の余地があるのか、されているのかお尋ねをしたいと思うわけです。

で、さらに、中学校は1校ということで、通学するためのバス等は無料でというこういうことも検討がされているわけでありますので、あわせて中学生の子供たちだけではなくて、市内の……。

○議長（小泉孝敬君） 沢登議員、5分前です。

○13番（沢登英信君） 高齢者向けのシステムというのをどうつくり上げていくのかということが大きな課題になろうかと思うのですが、これらの点はどのように整理をされているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

○統合政策課長（平井孝一君） 私のほうからは、まず、病院、患者さんへの交通形態につきましてですが、まず、先ほども申し上げましたが、メディカルセンターに関しては、須崎、下田駅、メディカルセンター、それと大賀茂も含めましてそういった循環経路、町なかを通るメディカルセンターへの路線を追加しております。また、市内にも多々、病院があると思いますが、それにつきましても、町なかにつきましては、まいまい通りに関しては大型バスが通れる状況ではありませんが、その他に関しては、またタクシー等を使っていかなければいけない状況になっているかとは思いますが、そのことにつきましては、先ほど申し上げましたA I型の新しい交通形態、そういったことも含めて検討していく余地はあるかと考えています。

また、公共交通につきましては、一般的な公共交通、交通弱者、病院に通う方もそうなんですが、またそれ以上にもっと、言い方がいいのか、障害者さんとかそういった方はまた、福祉の点でもそういったところと協力して、一般の交通形態とそういった福祉面とのすみ分けをうまくして協力体制を連携しながらつくっていくことが必要と考えております。

中学校につきましては、中学校の交通機関の確保につきましては、教育委員会が進めております統合準備作業の中で検討を進めております。現時点におきましては、路線がある白浜、浜崎、松崎方面は路線バスを使用し、路線のない須原方面についてはスクールバスを配置す

る計画と聞いております。稲梓地区のコミュニティーバスにつきましては、スクールバスとの調整が可能かどうかという視点で今後、運行形態を検討していきたいとは考えております。

私からは以上です。

○議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 現時点で検討しているということしか言えないのかもしれませんが、実態として稲生沢地区、蓮台寺地区は高校がございますので、高校へ通う子供たちのためのバスの便があると、したがって蓮台寺の人たちもそれをあわせて利用できるの、ある程度の交通の便が確保されているというのは、実態が現実にあろうかと思うわけです。ですから、先ほどの田牛の竜宮窟もそうですけれども、そういうものとあわせてどう確保していくかということが具体的な課題になろうかと思います。

で、このメディカルセンターの状況もお話いただきましたけれども、メディカルセンターのこういう患者さん対応のバスの配置等について担当課で、あわせて具体的な相談をしてこういうぐあいになっているというような場所を持っているのかどうなのかを聞きたいと思います。そして、持っていないとすれば、やはりそういうものを企画して、単なる公共交通だけではなくて交通機関全体が市民のために有効に利用できるような仕組みを考えていくということが、大きく見た面では僕は必要ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小泉孝敬君） はい。

○市民保健課長（井上 均君） 下田メディカルセンターの、議員おっしゃるのは無料の送迎車のことをおっしゃられているかと思います。確認したところ、病院事業で無料送迎ができるのは、医療法における病院事業の中の付随業務というのが対象になるそうなんです。こちらが無料で、あくまでも制限といたしまして、患者さんのみという形になっておりますので、あくまでも医療法の範囲でのということでご理解いただきたいと思います。

また、下田メディカルセンターにつきましては、このような自主事業ゆえ病院開設者、こちらのほうの組合になっておりますけれども、こちらのほうからの要望というのはなかなか困難かと思われます。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 市長。

○市長（福井祐輔君） 下田市長が下田メディカルセンターの管理者になっているんですけれども、この田牛の路線、廃止されたということで、何度もメディカルセンターに復活するようお願いしてあるんですけれども、なかなか実現には至っていないというところでござい

ます。そのうち、もう東海バスも路線を増やしましたから、メディカルセンターとしては安心しているんじゃないかというふうに思っております。また、機会がございましたらメディカルセンターには要求していきたいというふうに思っています。

○議長（小泉孝敬君） これをもって13番 沢登英信君の一般質問を終わります。

次は、質問順位2番。伊豆縦貫自動車道整備促進の体制づくりについて。2、新庁舎建設事業の進捗について。3、観光施設の維持管理について。

以上3件について、7番 滝内久生君。

○7番（滝内久生君） 自民クラブの滝内久生です。議長の通告に従い、順次一般質問をさせていただきます。

最初に、伊豆縦貫自動車道整備促進の体制づくりについてお伺いします。

伊豆縦貫自動車道整備促進につきましては、市当局を初め議会関係、諸団体、関係各位のご尽力のおかげで令和元年度当初予算において河津・下田1期区間に7億円、2期区間に52億3,000万円の箇所づけがなされたところであります。長年の陳情、要望活動が実を結び、河津・下田道路2期区間における工事の進捗には目をみはるものがあり、日々その姿は変化し、竣工が間近に迫っているとのことが実感されます。伊豆縦貫自動車道60キロ全線開通の最大の難関であります天城峠区間についても令和3年度中の事業着手が見込まれるなど、当市にとって明るい展望が開けてまいりました。

先般、伊豆縦貫自動車道整備促進について国土交通省沼津河川国道事務所、藤井和久所長の講演を聞く機会がありました。その中で、整備促進には2つの大きな要素があると指摘されました。一つは、国土交通省を初め関係機関への地元の熱い思いを粘り強く訴えること、もう一つは、用地補償交渉の積極的な地元の支援であります。さまざまな事業において用地補償の交渉成立は、事業が完成したも同然であることは事業関係者共通の認識であります。

下田市においては建設課の伊豆縦貫道係が事業支援を所掌しております。平成30年度には係長兼務の6級職技監を含め4名の職員が配置されていましたが、令和元年度では4級職の係長を含め3名の職員配置となっています。関係機関から見ると、事業支援の面で大きく後退したと受けとめられかねない現状に大変危惧しています。

市長は本年度の施政方針において、用地交渉、関係機関との連携及び事業協力等に積極的に取り組んでまいりますと方針を示しております。伊豆縦貫自動車道整備のさらなる促進を図るためにも、今こそ同事業を所掌する課を設置する時期に来ているのではないのでしょうか。対外的に下田市の積極的な姿勢をアピールするという大きな意味合いを持つことと思います。

が、課設置を含め体制づくりについてどのように考えているのか伺います。

次に、新庁舎建設事業の進捗について伺います。

新庁舎建設事業は下田市にとって最大の懸案であり、市民の多くが注目しています。新庁舎建設位置の決定を経て新庁舎建設関連事業費が成立し、あとは粛々と着実に建設事務を進めていく状況となりましたが、事業進捗に向け大きな要件である2点について、現状と見通しについて伺います。

新庁舎建設予定地は民有地であり、用地の購入が必須要件であります。先般、事業認定に不可欠である土地収用法第15条の14に基づく説明会が開催されました。施政方針では、用地を10月までに取得の予定とありましたが、当初予定どおりに事務が進められていくのか大変心配しています。事業認定の時期、用地取得の時期について、どのようになっているのか伺います。

実施設計が5月末までに完了しないと、スケジュールどおりの2021年3月竣工が困難になると危惧しておりますが、実施設計は完了したのでしょうか。また、工事費は当初予算の範囲内に収まっているのでしょうか伺います。

次に、観光施設の維持・管理について伺います。

長年、観光地下田を訪れていただく来遊客の皆様の下田の自然景観を満喫していただくことを目的にさまざまな観光関連施設が多額の投資により整備され、下田の観光に大きく寄与してまいりました。

観光関連施設は、何年たったからその役目を終えるというものではなく、適正な維持・管理のもとに施設の機能や役割を保っていくべきものであります。数多く整備されてきた観光施設について、現状を見て何とかしてほしいとの意見が寄せられ、吉佐美大賀茂川河口にあるはまぼうロードと白浜長田海岸にある長田浜サンデッキと付随する神船歩道の現状を見ました。

はまぼうロードは、竣工以来20数年たっていますが、河口部から一周したところ、敷成木は腐食によりところどころ欠落し危険な状態でした。部分的に補修した形跡は見受けられましたが、根本的な改修が必要に見えましたが、今後、存続を含め、どのような対処を考えているのか伺います。

また、長田浜サンデッキは、廃墟といってもよいほどの荒れようで、観光地下田にとってふさわしくなく、とても残念に思いました。付随する神船歩道は影も形もなく、啞然としました。何らかの手当てが必要であることは誰が見ても明らかであります。今後どのような対

処を考えているのか、あわせて伺います。

長寿命化の考え方が主流となっている今日、はまぼろロードや長田浜サンデッキ以外の観光施設についても、対処時期を逸しない前向きな対応が求められます。今後の基本的な維持・管理の方針を伺います。

以上、私の主旨質問を終わります。

○議長（小泉孝敬君） 当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（福井祐輔君） それでは、滝内議員の一般質問についてお答えします。

伊豆縦貫自動車道の整備促進の体制づくりでございますけれども、結論から申し上げますと、6級職の配置については必要ないというふうに私は判断しました。といいますのは、業務の内容が国が主体だということで、この国の支援をするという立場からでは、そんなに6級職の重い者が必要ないんじゃないかというふうな判断をいたしました。

そして、前半の市役所の各課の編成、この人事につきましては、この総体的なものを考えなければいけない。一つがへっこんで一つが飛び出すということは、そんなことはできないと、全部平準化して力を、組織力を発揮する有機的な組織にしなければいけないというふうな観点から、市長としてその6級職の人を、今回、課長職が5人定年退職しましたので、そういうあいたところを補充しなければいけないと、その6級職の人をしっかりと課長として取り扱って、その適材適所で彼が持っている能力を発揮してもらいたいということで異動をさせました。

非常に、滝内議員の危惧されているということはわかりますけれども、これは一番、対外的にもそんなに市が伊豆縦貫自動車道の熱意を失ったというふうにはとられてませんので、これは私がしっかりと先頭になって要望活動をやっていますので、もう藤井所長とも、あるいは国土交通省、名古屋の中部地方整備局、こういうところもしっかり私との関係を築いておりまして、いろんな話ができるというふうな態勢でございます。つい来週ですか、来週も沼津河川国道事務所の所長を含めて、いろいろと意見交換をするというふうな機会も設けてございますので、こういう熱意は絶対に落としてはいけないというふうに私は感じております。

次に、庁舎の建設につきましては、私は、予定どおり進んでいると報告を受けておりますので、安心しております。

次に、観光施設の維持・管理についてでございますけれども、これは費用対効果、あるいは財政状況等を鑑みて適切に整備してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

○統合政策課長（平井孝一君） まず、私のほうからは伊豆縦貫自動車道の整備促進の体制づくりについて、課の設置を含めた体制づくりについて、どのようになっているかという点についてお答えいたします。

市長のおっしゃった答弁とちょっと重複することがありますが、ご承知おきください。

平成31年4月1日付の人事異動による各課への人事配分は、業務記録簿の集計結果を参考にした人員の平準化、組織全体を俯瞰しながら事務事業の状況を踏まえた上で慎重に検討を行った結果、現在の陣容で対応できるものと考えております。

平成30年度に配置されておりました係長兼務の技監につきましては、先ほど市長からもお話がありましたが、特別な対応であり、今年度におきましては、技術、知識、経験を必要とする課長へ異動したものであります。なお、伊豆縦貫道係長につきましては、これまで3年間係員として事業進捗に携わっていた職員を配置し、弱体化しないよう配慮しております。

議員が危惧されております整備促進の重要となる用地補償交渉の事業支援においては、後退することがないように、建設課においては係はもとより課一丸となって取り組んでいくものと考えております。課の設置につきましては、現段階で考えておりませんが、今後必要に応じ柔軟に対応して考えていきたいと考えております。

次に、新庁舎の建設事業の進捗についてお答えさせていただきます。

新庁舎の進捗事業について、用地取得の時期について、実施設計は完了したか、工事費は当初予算の範囲内に収まっているかについてお答えします。

土地収用法に基づく事業認定につきましては、現在、事業認定申請に向けて静岡県と最終調整を行っており、整い次第、申請書の提出をいたします。一般的に申請から告示まで1カ月半程度となっており、8月上旬までの認定の告示を見込んでおります。

用地の取得の時期としましては、11月頃の工事着手に向け、告示後速やかに土地所有者様と売買契約を進めてまいります。

実施設計につきましても、11月頃の工事着手を見据えて令和3年3月竣工を目標に、今スケジュールどおりに進めております。

実施設計は完了したかということに関しては、現在設計中という段階になっております。

工事費につきましては、本年度債務負担で計上させていただいた工事費の工事費内に収めるよう調整してまいります。

私からは以上です。

○議長（小泉孝敬君） 観光交流課長。

○観光交流課長（永井達彦君） 私のほうから観光施設の維持・管理についてのご質問にお答えさせていただきます。

はまぼうロードの木製遊歩道ボードウォークは、平成9年度の設置から21年が経過し、経年劣化や腐食が進んでおり、毎年、定期的に点検を行いながら床板、根太等の取りかえ修繕を行っているところでございます。自然豊かな水辺を周遊する約1キロのコースとして年間をとおして多くの市民、観光客の皆様にご利用いただいておりますことから、今後も適時修繕を実施し、施設の維持・管理に努めていきたいと考えております。

長田サンデッキ、神船歩道につきましては、老朽化が著しい箇所については撤去するとともに、安全性を考慮した適切な修繕を実施したいと考えております。

観光施設の今後の維持管理の基本的な方針につきましては、計画的な維持修繕もしくは廃止も含めて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 7番 滝内久生君。

○7番（滝内久生君） 伊豆縦貫道の体制づくりということについて、私、人事に介入してませんので、人事のことを言っているんじゃないくて、この事業の重大性に鑑み、どういう対応をとるんですかという質問、口述書も書いてあると思いますが、人事のことについては一切関与していませんので。

要は、そういう誰が見ても今、国のほうだってみんな支援体制を整えてくださいというのは、ここ数年言い出していますね、国の要望活動、市長は知らないと言いますけれども、私が行ったときには、そういう話がちょこちょこ出てますので、そういうことを、前例からいきますと、伊豆市の場合なんかも参考にしてもらえばいいと思うんですが、やはりそういうような地元の行政団体が支援しているというのがありますので、体制、支援のぐあいがちょっと下田市、足らないんじゃないかなというふうに私は感じておりましたもので、ぜひともここは強く、下田市も強力に支援しているんだよというところの姿勢を見せるためにも課の設置が必要ではないかという提案をしています。

で、今、必要ないということであれば、市長が必要ない、私は必要だと、そういうことで判断が分かれるところですが、これをまた要望に行ったときに言えるかとどうかとののはまた別問題ですけども、そういう私は必要ないという姿勢はちょっとおかしいと思っています。

意見が合わないのは勝手ですから。

それと、課一丸となって課長は言ったけれども、なかなかそういうわけにもいきませんので、やっぱり係が主体で、市役所というのは係長ですからね、係長が真ん中に入ってやるのが市役所ですので、その課が一丸になってというのは、言葉はいいけれども、なかなかそうはいかない現実がありますので、その辺はちょっと受け入れられないなというふうに思っています。

で、必要であれば課の設置もやぶさかではないという課長の答弁がありましたけれども、今後、人がいない中でやりくりするのは大変だというのは理解していますけれども、ただ、今、下田市にとって伊豆縦貫道というのは一番大事な懸案事項です。それ以外に、例えば今後、伊豆縦貫道支援課か何かじゃなくて、ほかの課をつくるということがあれば、相当な目的がなければつくらないということと私は今受けとめていますので、そういう事態になったときにはまたじっくり聞かせてもらいますけれども、私は課が必要だというふうに、対外アピールのためには必要だと思っています。再度、その辺で必要ないということであれば、再度お答え願いたいと思います。

それから、庁舎ですけれども、庁舎について予定どおり行っていると、ということで市長、よろしいですね。報告を受けている、予定どおり行きますと、2021年3月、はみ出ることはまさかないでしょうね。その1点確認させてください。

用地も地主さんがあることですから、相手があることだから大変だというのは、相手も私、よく知っていますけれども、交渉事は大変だということなんですが、それが始まらないと庁舎始まらないですよ。そこをすごい心配しているわけですよ。だからその辺のスケジュール、大丈夫だという確認をとらせていただきました。下田市にとって一番の懸案の事項ですので、その辺は聞かないと、議員何やってるんだという話になりますので、あえて聞かせていただいています。

で、今の答弁だと、スケジュールどおり大丈夫ですよと、で、工事費も当初予算で出てきた、全体事業費32億何ぼで賄えるということを答弁しましたけれども、3月いっぱいには、2021年3月には完成するという答弁でしたけれども、間違いないのか、再度確認させてください。

それから、観光施設ですけれども、観光課長に聞きますけれども、修繕費なり改修の費用について予算要求してきたのかどうか、その点お聞きします。

○議長（小泉孝敬君） 市長。

○市長（福井祐輔君） 伊豆縦貫自動車道の促進の体制づくりにつきましては、これは非常に議員が危惧されていることは私は杞憂に終わるというふうに自信を持っていますので、そこは見解の相違ですけれども、私は市長として、いや、滝内議員はその課長を経験しているかもしれませんが、私は市長として全般を見渡して人事をやっているんですから、それは私、しっかりとこれからも自ら伊豆縦貫自動車道の建設促進についてはやっていくつもりでございますので、どうかご協力のほどお願いしたいというふうに思います。

次に、独立の課をつくるかということなんですけれども、私はつくらないほうがいいんじゃないかというふうに思っております。といいますのは、道路行政というのは、やっぱり建設課が持っているんです。建設課の中でいろいろ全般のところを眺めながら、恐らく用地収用についてもいろんな過去からの経緯を、あそこの家はこうだとかと、そういう情報を建設課自体が持っているわけですよ。だからそういうもので、建設課の中で、建設課長の指導のもとでやったほうが私は効率的だと、で、独立した課を持って、課長同士がいろいろ調整するというふうなものじゃないほうが私はいいというふうに感じております。建設課長のもとで1つの組織でやらせるというのがベストというふうに思っております。

庁舎の建設でございますけれども、2021年の3月31日、これには完成できるというふうに今踏んでおります。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 観光交流課長。

○観光交流課長（永井達彦君） 観光施設、非常に多くて、はまぼうロードを初めトイレ等々ございまして、それに伴う維持管理の修繕については非常にかかるものでございまして、今年度につきましては、昨年同様の400万円を計上をお願いして各種修繕を行っているところです。はまぼうロードにつきましても、昨年も修繕をして、また今年度ももう既に何カ所かを修繕しております。非常にもう老朽化が進んで、壊れたところをその部分だけ直しているようなそんなような状況で今やっているところです。

また、今後ほかのいろいろな施設等で不具合があつて修繕が必要になれば、また補正で要求していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 7番 滝内久生君。

○7番（滝内久生君） 予算要求しているかというのは、何と言っているかということ、現場を見に行けということを言っているだけ。把握してやらないと、今、はまぼうロードだって、

市長、風景を見るためにつくっているのに、下を見ないと危ないんですよ。市長も何か行っているみたいですが、わかっているわけでしょう、だからあの状態じゃまずいもので、もう修理じゃ済まないもので、改修計画とかそういうことを考えて予算要求をしないと、財政からは予算要求、過分の要求するんじゃないと言いながらも、やはり姿勢を見せるためには、オーバーしてもやっぱり打ち込むだけは打ち込むべきだと思っていますので、そういうことを支援している議員もいるということで頑張ってやってください。

それと、庁舎、予定どおり、市長が大丈夫だというお言葉をいただきましたので、その言葉はもうそっくり信用しますので、よろしくお願いします。後でこんなことがありましたなんていうことは絶対ないように気をつけてください、責任問題ですから。

あと、縦貫道については、やっぱり市長、やっぱりアピールなんですよ。しゃべって何ぼの部分もありますから、陳情要望、だからそういうことも一つの方法だということで提案していますので、いろんな支援の形、いろんなことがありますけれども、一つの支援の形としてはそういうこともあるんだなということも、この辺の隅に少しでも残してもらいたいと思っています。別に見解の違いとか、目的は一つですので、いかに早くやるためには、やっぱり予算確保に一生懸命やらなきゃならないもので、その一つの手段としてはそういうこともあるんだよということで、頭の片隅に置いておいてもらいたいと思います。

終わります。

○議長（小泉孝敬君） 市長。

○市長（福井祐輔君） 私の交渉ぐあいを見たことがないと思うんですけども、ぜひ要望活動に一緒に行ったほうが理解していただけると思いますので、この辺、議長は一緒にいつも行ってもらっているんですけども、国土交通省と中部中央整備局、そして沼津河川国道事務所とどんな交渉をしているのかというのを間近に見てもらいたいというふうに思います。それで理解できるというふうに思いますので、私がいかにしてその伊豆縦貫自動車道を熱意を持ってやっているかというのをぜひご理解して、現場でご理解していただきたいというふうに思います。

そして、はまぼうロードにつきましては、私もいつも散歩とかウォーキングのコースで使っているんですけども、その都度、陥落があった、腐食があって陥落があったときには、その都度コーンパイプを持ってきて、そこを標示しているんです。で、もう最近はコーンパイプをつくるあれがなくなって、そのために観光交流課にも早く整備しろというようなことを言っております。

そういうことで、費用対効果を考えると本当に今の材質でいいのか、木材を使ってやっているんですけども、それでいいのかどうかということも検討しなきゃいけない。そして、本当に必要なのかという、そもそも必要なのかということからも発しなければいけないんじゃないかというふうに思っているんです。

で、あのはまぼうロードがあるおかげで、ハマボウがそのはまぼうロードの川側と岡側と分かれているんです。あれ成長を妨げているんじゃないかというふうな危惧もあるんです。そういうことで、その環境破壊のその有無を含めて、これから存続するのかどうかということも検討しなきゃいけないんじゃないかというふうに考えています。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） これをもって7番 滝内久生君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで2時15分まで休憩をしたいと思います。

午後 2時 2分休憩

午後 2時15分再開

○議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次は、質問順位3番。1、下田市の災害時の避難経路及び備蓄品等について。2、放課後児童クラブの現状と今後について。

以上2件について、3番 鈴木 孝君。

○3番（鈴木 孝君） 公明の鈴木 孝です。

議長の通告に従い、順次一般質問をさせていただきます。

最初に、下田市の災害時備蓄品についてお伺いします。

近年、日本では自然災害が多発しております。多発する自然災害に備え、全国の各自治体では、飲料水、アルファ米、乾パンなどの基本的な食料以外の備蓄品の拡充に力を入れる動きが見受けられます。茨城県龍ケ崎市では、子育て環境日本一、防災減災日本一をスローガンに掲げ、幼児用粉ミルク、使い捨て哺乳瓶、子供用おむつ、おしり拭きなどを子供の災害備蓄品と称して市の拠点施設13カ所にあらかじめの配備を行っております。また、群馬県渋川市、大阪府箕面市、東京文京区では、2018年8月に製造、販売が解禁となった液体ミルクの備蓄を開始しております。

液体ミルクは2016年、熊本地震発生時に海外から救援物資として届けられ注目されました。

ミルクの計量、お湯の温度調整が必要な粉ミルクと比べて手間がかからず、哺乳瓶に移しかえるだけで飲ませることができることから、水やガス、電気の使えない災害時の備蓄品として乳幼児を守ることができるかと期待が高まっております。現在、グリコ、明治が製造販売を行っており、メーカーの想定、予測の2倍から3倍の売り上げを記録し、取り扱い店舗も急増しているようであります。ぜひ下田市でも液体ミルクを含めた災害時の備蓄品の拡充をお願いいたします。

下田市の備蓄品の状況と今後の取り組みについて伺いたいと思います。

次に、災害時の避難路について伺います。

南海トラフでの巨大地震の発生確率は今後30年以内に70から80%、想定死者数は最大で32万人、うち23万人は津波の影響とされます。予想される地震による津波を踏まえて、下田市では市内各所に津波避難路が整備されてきました。これは県、市当局と関係各位のご尽力の結果であり、大変に喜ばしいことと感じております。さらに整備計画が進むことを期待しております。

下田市以外の自治体でもハード面の整備は進んでいるようですが、実際の避難にはいろいろな課題があるようです。津波被害が想定される14都道府県、139市町村に朝日新聞が行ったアンケートで、津波対策の一番の課題として挙げられたのは津波行動要支援者の支援、いわゆる高齢者や障害者などの避難支援でありました。高齢者や障害者らをどうサポートし支える側の安全をどう守るかが課題になっているようです。

下田市の多くの皆様からは、避難路まで遠くてとても避難が間に合わない、階段が急過ぎてとても登れない等、避難の困難さを訴える声を多く聞きます。現在整備された避難路をさらに避難しやすくするため、避難路を手すりを設置し登りやすくしたり、避難路に海拔表示をつけることにより、どこまで登れば安全かの目安とするなど、市民の皆様が避難しやすい状況をつくることが大切ではないでしょうか。

下田市としての今後の取り組みについて伺いたいと思います。

次に、下田市の放課後児童クラブについて伺います。

働き方改革が叫ばれ、労働人口が減少する中で、仕事と子育ての両立が国を挙げての課題となっております。放課後児童クラブは、児童が小学校に入学しても保護者が就労、介護、病気治療を継続する上で不可欠であり、授業が終了した児童及び夏休みなどの長期休暇中の児童に適切な遊びや安全な生活の場が与えられ、健全な育成を図ることができます。

放課後児童クラブがない地区に住む1人の母親から相談を受けました。この方は子供の出

産を機に長年勤めていた会社を一時休職、子供が保育所に預けられるようになったら復職し、子供が小学校に入学しても会社に継続して勤めたいとおっしゃっていました。地区に放課後児童クラブがなく、このままだと長年勤めた会社をやめなければならないとのことでした。

この方のように、親や親族が近くにいて、子供を預けられる状況にないと、子供の学校の状況に合わせ働き方を選択するしかありません。希望によっては子供がいても正社員として働ける環境をつくることもこれからは必要だと思います。子供を持つ母親からは、住んでいる地区にいつ拡充されるかが非常に気にかかることとなっているようです。

下田市における放課後児童クラブの今後の計画内容、実施内容を伺いたいと思います。

以上、主旨質問を終わります。

○議長（小泉孝敬君） 当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（福井祐輔君） それでは、鈴木議員の質問にお答えしますが、まず、最初に、下田市の災害時の避難路及び備蓄品等についてでございますけれども、私のこの下田市の防災計画を見た限りでは、非常に不十分なところがたくさんあるというふうに考えております。今、来年度完成に向けて新たな防災計画を策定しております。その中には、鈴木議員の提案がございました点なんかも取り入れていきたいというふうに思います。

災害時の命の保障、そして財産の保障は、市のこれは一番の大きな役割だというふうに考えておりますので、備蓄、そして避難路の整備、しっかりとこれからやっていきたいというふうに、不備な点は、災害対応には100%はございませんので、そういうところを目指してしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

次に、放課後の児童クラブの将来につきましては、今ないところに設置するように、教育委員会ともいろいろ調整を図りながら今進めております。そのためには人材の確保と、資格がありますので人材の確保と、そして場所の確保、そういうところに今現在、問題があるというふうに伺っていますので、そういう問題を早期に解決して、皆さんに放課後児童クラブを、どこの学区でも使ってもらえるように体制を整備したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 教育長。

○教育長（佐々木文夫君） 私から、まだ行われていない浜崎、白浜、稲梓地区の計画についてという質問がありましたので、その件についてお答えさせていただきたいと思います。

まだ行われていない3地区についてですが、3月の定例議会で答弁させていただいたとこ

ろですが、昨年の9月、国の新放課後子ども総合プランが示され、平成31年度から令和5年度において計30万人の受け皿の整備による待機児童の解消、全ての小学校区での実施が目標に掲げられていることにつきまして、それを受けまして、今年度作成します第2期下田市子ども子育て支援事業計画、令和2年度から令和6年度において国の方針同様に計画期間内での市内全小学校区を対象とした放課後児童クラブの設置を目標にしたいと考えております。

今後の予定につきましては、浜崎小学校につきましては今年度、浜崎小学校の東館改築工事において放課後児童クラブ用教室を整備し、令和2年度から放課後児童クラブ開設を目標に準備していきたいと考えております。稲梓小学校につきましては、小学校の1教室を利用した形で開設すべく学校と現在、調整を行っております。白浜小学校につきましては、利用可能な教室がないことから、小学校敷地内への施設新設、民間施設の活用を含め今後具体的な検討をしていきたいと考えております。

先ほど市長のほうからもお話がありました実施場所以外に支援員の確保が大きな課題になっております。支援員の確保は、放課後児童クラブの実施に当たり必要不可欠でございますので、保護者を初め地域の方々にも何とか協力をしていただくことで可能になると考えております。

私からは以上です。よろしくお願いします。

○議長（小泉孝敬君） 防災安全課長。

○防災安全課長（土屋 出君） 私のほうからは下田市の災害時の避難路及び備蓄品等についてお答えしたいと思います。

6つの点、1つ目が避難路の整備状況及び今後の計画について聞かせていただきたいということ。2つ目としまして、避難路についてはどこまで上がれば安全であるかの目安として避難経路中の海拔表示が必要ではないか。3つ目としまして、手すり等の設置も必要ではないか。4つ目としまして、市内の避難所にどのような備蓄品が置かれているのか。5つ目としまして、子供用おむつや高齢者おむつ等、子供や高齢者の備蓄品の状況は。6つ目としまして、乳幼児のための液体ミルクを取り入れる等の考えはないか。ということにお答えしたいと思います。

避難路の整備状況は、西本郷から敷根へ通ずる小山田避難路と下田小学校裏と下田公園や折戸を結ぶ春日山遊歩道避難路は整備を完了しました。大安寺裏と下田幼稚園前から敷根の青果市場先へ降りる敷根避難路は、現在整備中であり、今年度、その先から敷根公園へ通ずる避難路を整備する計画となっており、犠牲者の軽減となることとなります。

また、自主防災会が独自に避難路等を整備する場合は、整備に要する費用に対し助成を行っております。

続きまして、海拔表示が、どこまで上がれば安全であるかの目安となることにつきましては、現在の被害想定は考え得る最大規模の想定とされているところではございますが、災害に絶対というものはございません。想定を超えた地点以上に避難せず避難路の途中で滞留することで、後から避難してきた方々が想定以上の高さまで避難できないということが起きないよう、できる限り高いところへ避難していただくということが鉄則であると考えております。できるだけ高いところへ避難するような避難看板を設置したいと考えております。

手すりにつきましては、斜度が急である等、必要と思われる箇所には設置しておりますが、お気づきの点がございましたら、またご教示願いたいと思います。

避難所の備蓄品につきましては、アルファ米やパン、水といった食料のほか、毛布、発電機、テント、簡易トイレ、投光器、担架などがあります。子供や高齢者用おむつ等につきましては、常時の備蓄はございませんけれども、市内量販店と災害時における物質支援に関する協定を締結し、店舗で取り扱う商品の提供が受けられることとなっております。

しかしながら、店舗が津波浸水想定区域に含まれており、状況によっては支援を受けることが難しいことも想定されます。個人によって必要となる日用品の種類も異なりますので、市民の皆様におかれましても、自助として、特に日常的に使用されているものについては、7日間の備蓄をお願いしているところでございます。

液体ミルクにつきましては、電気や水がなくても授乳ができますので注目しているところでございます。今後、市としても備蓄を検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 3番 鈴木 孝君。

○3番（鈴木 孝君） 市長の備蓄品に対する非常に前向きな言葉、うれしく思います。ありがとうございます。

そして、手すりのことなんですが、避難路の手すりなんですが、私も少し、全部とは言いませんけれども、いろいろなところに登ってみたところ、階段のところよりも、どちらかと言うと春日山の遊歩道なんかもスロープのところに手すりがあつたらなということが感じられます。あと、幼稚園に上がるところも、車で上がる幼稚園までのところには手すりがないということと、あと、大安寺のほうから上る避難路についても、壊れたような手すりが最初あるんですが、ほとんどちょっと壊れたような感じで、それで手すりはない状態なんです。

新しく整備された階段のところには手すりがあるんですが、どうしても、我々は登れるんですが、高齢者とか体の不自由な方からすると、かなり急に感じると思うんです。そこに、急なところはなかなか地形上難しいと思うんですが、手すりがあれば少しは楽になるのかなとかいうところで質問させていただきました。

あと、もう一点、避難路の海拔表示ということなんですが、おっしゃるとおり、どこまで登れば安全かというものはないと思いますが、余り、どこまでも登るとなると、高齢の方とか障害のある方は、どこまでもずっと上まで登らなきゃならないということがかなり負担になっているように聞かれますので、とりあえず、例えば、何メートルまで登ればいいという表示をするわけではないんですが、10メートルとか30メートルとかあることによって目標ができて、今10メートルだけ30メートルまで上がって、まだ行けるとなれば、もっと頑張ろうということになるんじゃないかということで、その海拔表示というものを設置していただきたいということで質問いたしました。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 防災安全課長。

○防災安全課長（土屋 出君） 避難路の手すりの関係ですけれども、私も避難路は一通り歩いてきました。で、必要な部分については手すりはつけてあるのではないかなというふうに感じていましたけれども、ただいまの鈴木議員の意見のように、高齢者とか要支援者の方が登るのにはちょっと必要なのところもあるかもしれませんので、再度確認をして、また鈴木さんにも伺いして、ちょっと検討していきたいと思います。

それから、避難路の表示なんですけれども、いろいろよその市等から聞いていますと、表示をすると、そこで安心しちゃって、そこに人がたまってしまって、後から来る方が上に行けなくなるということが危惧されております。私たちは一応、標高の表示よりも、なるべく上に上がっていただきたい、誘導する看板等が設置できればいいなというふうに考えておりますので、その部分で検討していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（小泉孝敬君） 3番 鈴木 孝君。

○3番（鈴木 孝君） わかりました。手すりの件についても一緒に検討していきたいと思います。

今回ハードの面だけを伺いましたけれども、ソフトの面でもかなり高齢者を、障害者を支えるという、一緒に避難するということは難しい問題だと思いますので、これから私も勉強して一緒に考えていきたいと思っています。

終わります。

○議長（小泉孝敬君） これをもって3番 鈴木 孝君の一般質問を終わります。

○議長（小泉孝敬君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日、本会議を午前10時から開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

ご苦労さまでした。

午後 2時37分散会